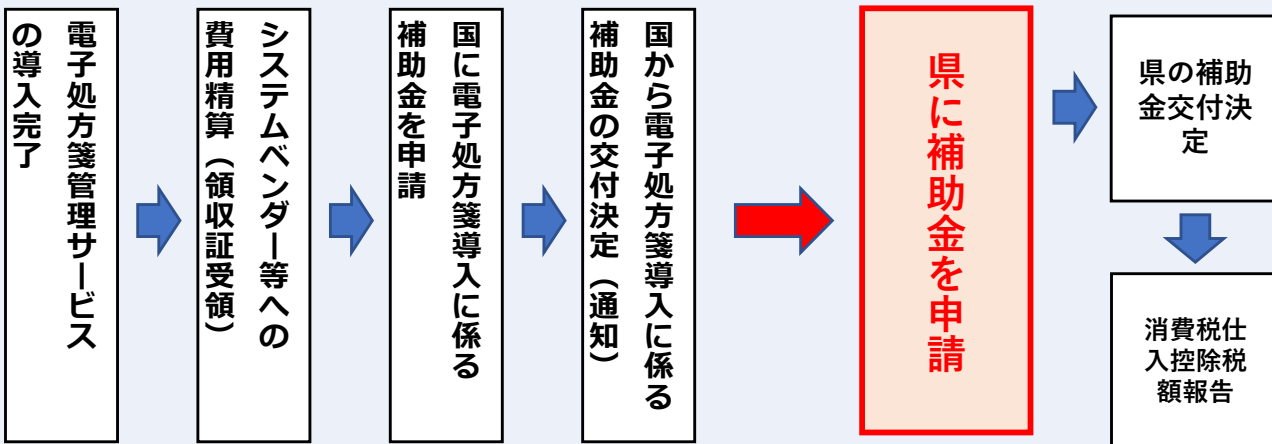


群馬県電子処方箋の活用・普及促進補助金について

令和6年6月

群馬県では、電子処方箋の活用・普及促進のため、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋導入に係る補助金の交付を受けた保険医療機関・保険薬局に対し、上乘せ補助を実施します。

申請の流れ



県に申請を行う前に、国から電子処方箋導入に係る補助金の交付決定を受けている必要があります。

申請区分・補助率・補助上限額

単位：円

申請区分	県補助金	大規模病院 病床数200床以上	病院 病床数200床未満	診療所	薬局
初期導入	導入費用（上限）	4,871,000	3,263,000	391,000	391,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	811,000	543,000	97,000	97,000
新機能追加導入	導入費用（上限）	1,361,000	1,007,000	247,000	259,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	226,000	167,000	61,000	64,000
同時導入 (初期・新機能)	導入費用（上限）	6,023,000	4,061,000	543,000	555,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	1,003,000	676,000	135,000	138,000

国と県の補助金を合わせて受け取った場合、財政支援の割合は、最大で、病院：1/2、診療所・薬局（大型除く）3/4、大型チェーン薬局：1/2となります。

申請方法・申請期限

- 申請方法：ぐんま電子申請システムによるオンライン申請のみの受付。
詳細は、県HPをご確認ください。(<https://www.pref.gunma.jp/page/643561.html>)
- 申請期限：令和7年1月31日（金）まで

留意事項

県補助金の申請には、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金を申請し、補助金交付決定を受ける必要があります。
国の補助金交付には申請から交付まで約2ヵ月程度の時間を要しますので、県補助金の活用を検討される場合、早めにシステムベンダ等に導入をご相談ください。